

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」改正に対する意見

1998年6月19日

(財)全国精神障害者家族会連合会
常務理事・事務局長 荒井 元傳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下、精神保健福祉法)は、度重なる改正によって「病院から施設へ」「施設から地域へ」という方向性を明確にしながら、本会を含む関係諸団体が要望してきた諸施策を次々と実現してきた。しかしながら、いまだその根幹において旧精神衛生法時代の施策体系を引きずっており、ノーマライゼーションの推進と当事者の自己決定権の重視という時代の要請に適応しない側面が残されている。今回の改正に関して、本会では、特に以下の4点を主眼とした法改正を要望している。

【保護者制度の撤廃】

1. 保護者規定を廃止し、入院制度を抜本的に見直すこと

【市町村の義務の明確化】

1. 精神障害者援護の主体を都道府県から市町村へ移管すること
 - (1) 市町村において精神障害者ホームヘルプサービス(訪問介護)の法定化すること
 - (2) 精神障害者保健福祉サービスの申請窓口を市町村に移管すること
 - (3) 他障害で実施されている手帳による福祉サービスを精神障害者にも適用すること
2. 精神障害者社会復帰施設への補助について、市町村からも補助するよう制度を改正すること。併せて、社会福祉事業法上の第一種社会福祉事業と同等の補助を講じること

【精神障害者の権利保障】

1. 精神障害者の立場から医療・福祉・権利擁護を規定する法律に改め、精神障害者の人権に関連する条文を新たに設けること
 - (1) この法律の目的に精神障害者の権利擁護を明文化すること
 - (2) 治療-処遇についての一般原則を盛り込むこと
 - (3) 任意入院者は、開放病棟で処遇するという原則を明文化すること
 - (4) インフォームド・コンセント(説明に基づく同意)に関する条文を導入すること
 - (6) 精神医療審査会を都道府県知事から独立した事務局を有する独立機関とすること
 - (7) 精神障害者の権利擁護のための機関を、都道府県ごとに最低1か所、設置できるようにすること

【社会復帰施策の充実】

1. 精神障害者小規模作業所を法内事業に位置づけること
2. 患者会やクラブハウスなど当事者同士の支援活動に対する支援事業を法文化すること
 - (1) 患者会やクラブハウス、家族教室やレスパイト・サービス等、当事者・家族への支援事業の実施
 - (2) 当事者・家族による相談員制度の導入
3. 精神障害者社会復帰促進センター機能強化・委託費の増額をはかること
 - (1) 都道府県精神障害者社会復帰促進センターの設置を可能にすること
 - (2) 事業の達成のため社会福祉法人同様の税制上の優遇と公益性を認知すること